

中期目標と今回議論した指標の関係について

前文

地方独立行政法人長野県立病院機構（以下「病院機構」という。）は、平成22年4月の設立以来、面積が広く中山間地が多い長野県において地域住民の命と健康を守るべく、地域医療や高度・専門医療の提供、医療人材の養成など本県の政策医療を担いつつ、公的使命を果たしてきた。

平成27年度から令和元年度までの第2期中期目標期間においては、地域包括ケア病棟の開設や小児集中治療室の増床など、医療提供体制の充実、看護専門学校では、3年連続の国家試験受験者全員合格など、着実に成果が表れている。

また、病院機構では、これまで給与制度の見直しなどに取り組んできたが、医師の不在や年金一元化などにより、平成28年度及び29年度決算において赤字を計上するなど、厳しい経営状況であったことから、病院機構の職員が一丸となって経営改善に取り組み、平成30年度決算では大幅に収支を改善した。

一方で、人口減少や高齢化の進展による医療需要の変化については、地域医療構想を踏まえ、適正な病床の規模や医療機能の分化など、県立病院の役割についての検討が迫られている。こうした中、病院機構では、医師確保を継続して進めるとともに、県内医療水準向上に向けた医療人材の養成、医療制度改革や働き方改革など、医療を取り巻く環境の変化に柔軟かつ積極的な対応が求められている。

このような状況を受け、病院機構の働き方改革、人事評価制度、先端技術の活用、医療安全等の取組が他の公立病院のモデルとなることを期待するとともに、引き続き、病院機構が、県民から求められる公的使命を着実に果たすために、県は、以下の第3期中期目標を病院機構に示すものである。

	指標No.	(重要指標) 中期目標で指示する指標案	(現行指示しているのは経常黒字のみ) 基準値の案
第1 中期目標の期間			
第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項			
1 県立病院が担うべき医療等の提供			
(1) 地域医療の提供			
ア 地域医療	1～2,4,5,6,8,9		
イ ヘき地医療	3		
(2) 高度・専門医療の提供			
ア 感染症医療	10,		
イ 精神医療	14～16		
ウ 高度小児医療、周産期医療	11～13		
エ がん医療	17		
	19(リハビリ?)		
(3) 災害医療などの提供	20～21		
(4) 認知症の専門医療の提供	22～24		
(5) 介護サービスの提供	25～27		
2 地域連携の推進			
(1) 地域医療構想への対応	28		
(2) 地域包括ケアシステムの推進	29～31		
(3) 地域の保健・福祉関係機関等との連携の推進	32～34		
3 医療従事者の養成と専門性の向上			
(1) 県内医療に貢献する医師の確保・養成	35		
(2) 機構職員の養成	36,38,41		
(3) 県内医療技術者の技術水準の向上への貢献	37,39,42,43,44,46,47		
(4) 信州木曾看護専門学校の運営	40,45		
4 医療の質の向上に関する事項			
(1) より安全で信頼できる医療の提供	48,49	患者満足度調査	第3期の最終年度より第4期の最終年度で向上
(2) 医療等サービスの一層の向上	50～55	クリニカルパス適用率	第3期の最終年度より第4期の最終年度で向上
(3) 先端技術の活用	56,58		
(4) 信州大学等との連携	59～61		
(5) 医療に関する研究及び調査の推進	62		
第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項			
1 業務運営体制の強化	63	職員給与費対医業収益比率	今後検討
2 働き方改革への対応	64～67		
3 職員の勤務環境の向上	68～71		
第4 財務内容の改善に関する事項			
1 経常黒字の維持	72～73	経常黒字（機構全体・各病院） 資金収支（項目未定）	経常収支比率100% 均衡
2 経営基盤の強化			
(1) 収益の確保	74～81,83～85		
(2) 費用の抑制	86,88～91,93,94		
第5 その他業務運営に関する重要事項			
1 コンプライアンスの推進と適切な情報管理	96		
2 施設整備及び医療機器に関する事項	97		
3 中期計画における数値目標の設定			